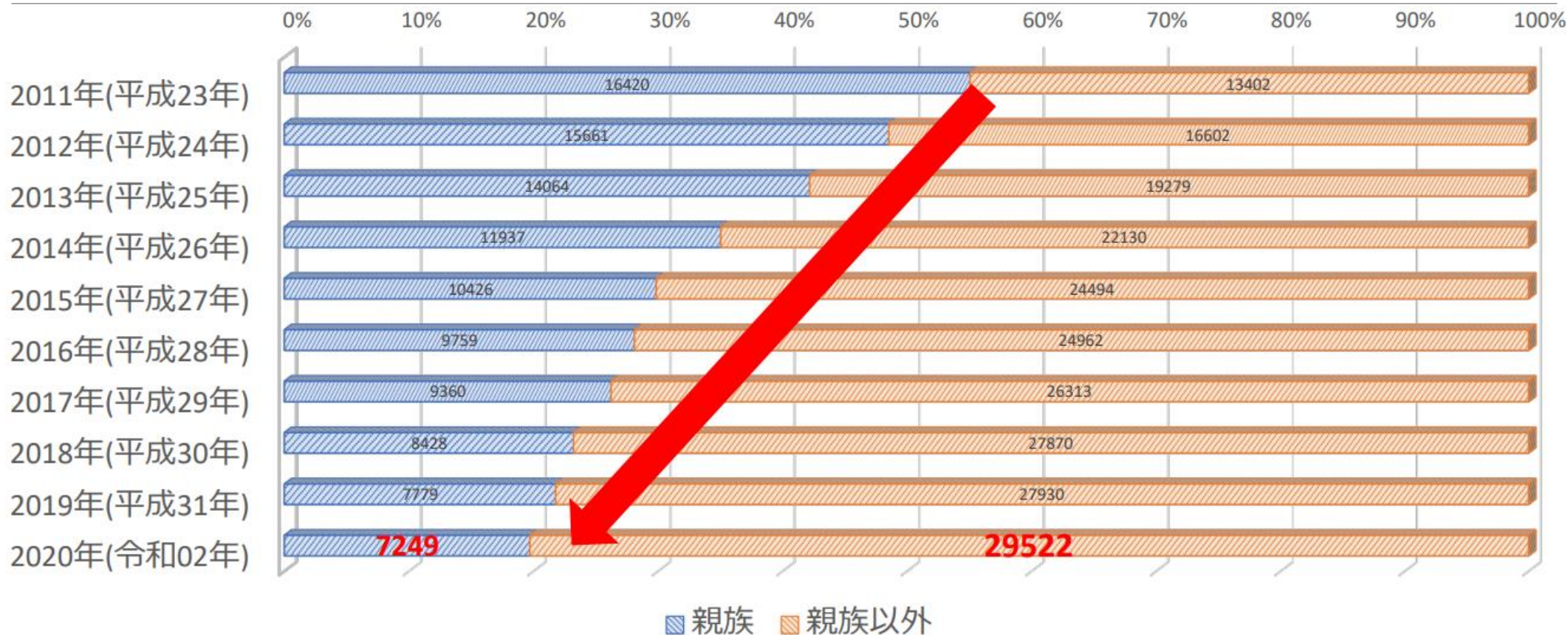

市民後見人の可能性

意思決定支援を支える市民後見人の可能性を考えます。

誰が成年後見人をしているの？



❖ **親族**が後見人に選任される割合は**年々減少**。2020年には2割を切りました

なぜ親族の割合は減少しているの？

❖ 成年後見人等と本人の関係



出所:『成年後見事件の概況－令和4年1月～12月－』
最高裁判所事務総局家庭局

申立て時点で、親族に期待できないケースが増加している。

背景にあるもの

- ① 支援する家族の高齢化
 - ② 家族に頼れない人の増加
 - ③ 身寄りがない人の増加
- 今後も増えることが考えられます。

誰が第三者後見人をしているの？

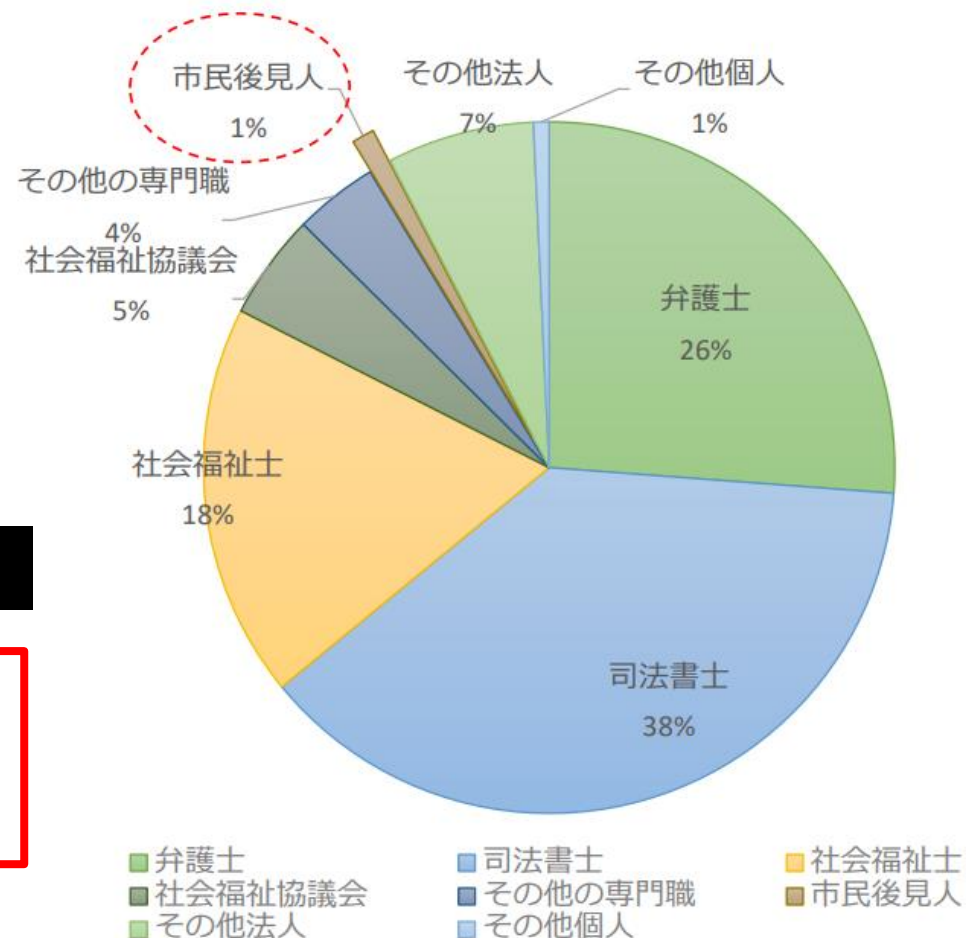
❖ 弁護士、司法書士、社会福祉士の三職種が8割を占める。

❖ 2020年度の市民後見人の選任数は、311人 (1%) にすぎません。



専門職がやってくれるなら、それでよいのでは？

専門職後見人の割合が増加したことは、悪いことではありませんが、本当に専門職が後見人をし続けることが必要なケースばかりでしょうか？



市民後見人とは？

市民後見人とは「判断能力が不十分な人のその人らしい暮らしを支えるなどの社会貢献のため、市町村が行う市民後見人養成研修により一定の知識や技術・態度を身に付けた専門職や親族ではない地域住民であって、家庭裁判所によって後見人等として選任されている人」

◆親族でも専門職でもなく、「市民」が後見人になる意味は？

同じ地域に暮らす市民として本人寄り添い型の後見活動を行うことが期待されています。

◆市民後見人に適切な事案とは？

①財産が比較的少額で、②紛争などがなく、③専門性が要求されない場合に、他の第三者後見人にはない優位性があることが認められるようになっています。

ただし、責任の重い活動であることから、市町村等が養成研修を行い、市民後見人に助言や支援する仕組みが整備されていることを前提に、家庭裁判所は市民後見人を選任しています。

これからの成年後見制度の方向性

成年後見制度利用促進法3条1項（一部略）

成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

意思決定支援・身上保護の重視

市民という専門性

市民後見人が求められているのは、専門職後見人が不足しているからではありません。市民にふさわしい事案があり、それに対応するため、その活躍が求められているのです。

宍粟市市民後見人バンク登録者

宍粟市には、**10人**の
市民後見人バンク登録者がいます。

3人 ⇒ 市民後見人として活躍

1人 ⇒ 日常生活自立支援事業の専門員として活躍

活動中の市民後見人より

「必ず自分も役に立つ。それを今、実感しています」

- ❖ 本人がかつて住んでいた地域に出向き、まちの様子を話ながら本人の関心事を探しています。
- ❖ 社会貢献に責任とやりがいがあります。私自身が元気をもらっています。
- ❖ 定期訪問は、毎回時間を変えて行くようにしています。
- ❖ 後見人になって、社会とのつながりが広がりました。
- ❖ 人生の先輩である被後見人さんとの関わりから、多くことを学ばせてもらっています。



「地域を知るあなたの目線が必要です」

成年後見制度を必要とする人は、毎年増加しており、その内容也多岐にわたっています。

そのため、本人の意向や気持ちを十分時間をかけて理解するなど、地域を知る市民目線でのきめ細やかな後見活動が必要です。市民後見人からの相談内容は、私たちでは気づかなかったことが多く、その視点は市民ならではの視点です。専門職である私たちもとても勉強になります。